3大疾病保障保険(団体型)の引受開始について

日本生命保険相互会社(社長:筒井義信)は、平成28年4月1日より、新商品「3大疾病保障保険(団体型)」(以下「当商品」)のお引受けを開始します。

当商品は、企業・団体の福利厚生の更なる充実のため、企業・団体が契約者となり、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険であり、所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える保険です。

今後も、お客様のニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品のご提供に努めてまいります。

「3大疾病保障保険(団体型)」の主なポイント

- 所定の3大疾病【がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中】になられた場合に、3大疾病保険金を一時金でお受取りになれます。
- 所定のがん(上皮内新生物等)になられた場合、上皮内新生物診断保険金 (3 大疾病保険金の金額の 10%)を一時金でお受取りになれます。
- 死亡された場合、死亡保険金(3大疾病保険金と同額)を一時金で お受取りになれます。
- ▼ 団体保険としての割引が適用された保険料です。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

1. 当商品開発の背景

がん・急性心筋梗塞・脳卒中の3大疾病による死亡リスクは高く、死因の約半数を占めています。 一方、医療技術の進歩等により、罹患後の生存率は以前よりも高まっており、治療費に加えて、収入 減少への備えが重要となります。

また、近年、企業の福利厚生制度に対する考え方は多様化しており、従業員の自助努力を支援する制度を充実させたいというニーズが高まっています。

そのため、これまで団体保険で提供してきた死亡や入院の保障に加え、3大疾病になられた時の一時金を保障する「3大疾病保障保険(団体型)」を開発しました。

■死亡原因の約5割が3大疾病

平成 25 年 死亡者の死亡原因

死亡原因の約5割ががんをはじめとする3大疾病で、 平均入院日数も1カ月以上と長く、1日あたりの医 療費も高額になるといわれています。

※「心疾患」は高血圧性を除く心疾患。

厚生労働省「平成 25 年 人口動態統計(確定数)の概況」

厚生労働省「平成 23 年 患者調査の概況」

その他 31.2% 老衰 5.5% 肺炎 9.7% 脚血管疾患 9.3%

上記データの疾患は、当商品における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

■収入の減少について

がんにかかり、収入が減少した方へのアンケートによると、世帯収入額の減少割合(5年間平均) は、約4割におよびます。

日本生命調べ 平成 26 年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算

■がん部位別5年生存率の状況

医師技術の進歩もあり、5年生存率は高まっています。

なお、がんの完治の目安は「治療後5年間再発しないこと」とされています。(*1)

(%)

	胃	結腸	直腸(*2)	肺	乳房 (女性のみ)	子宮	前立腺
1993年 ~1996年	61.6	68.9	64.6	22.5	84.4	74.4	66.8
2003年 ~2005年	63.3	70.1	67.5	29.7	89.1	75.0	93.8

- *1 監修: (公財) 日本生命済生会付属日生病院
- *2 1993年~1996年は肛門及び肛門管の悪性新生物を含む

全国がん罹患モニタリング集計 2003-2005 年生存率報告(独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター, 2013)

独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書

2. 主な保障内容

被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由		
	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	
3 大疾病 保険金	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を 必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	保険金額
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な 神経学的後遺症が継続したと診断されたとき (2)脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内 新生物診断 保険金	加入日(*)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)		保険金額 の10%
死亡保険金	死亡されたとき		保険金額

- ※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
- ※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
- ※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
- ※がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。
- ※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。
- ※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- ※上皮内新生物診断保険金は1回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。
- (*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の 表記について 「がん (悪性新生物)」は、約款に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物 (皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。

「がん(上皮内新生物等)」は、約款に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。

「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。

[リビング・ニーズ特約]

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ 特約の特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の 受取人が指定した保険金額

- ※保険料の追加負担はありません。
- ※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

3. 主な取扱条件

	本人	役員・従業員の方 ●新規加入・増額は、年齢満15歳以上満70歳以下 ●継続加入は、年齢満75歳以下			
加入資格 ※1、2	配偶者	役員・従業員の配偶者の方 ●新規加入・増額は、年齢満16歳以上満70歳以下 ●継続加入は、年齢満75歳以下			
	こども	役員・従業員の扶養するこどもで年齢満15歳以上満22歳以下の方。 ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。 この場合、保障額は同一となります。			
保険金額		被保険者一人あたり、100万円~500万円(100万円単位) ただし、配偶者およびこどもについては、500万円と本人の保険金額の低い金額を上 限とする。			
保険期間		1年			
付加可能特約		家族特約、リビング・ニーズ特約、年金払特約			
1団体あたりの 最低総保険金額		総保険金額 5 億円以上 もしくは 有資格者数が 1,000名以上で 3 年以内に総保険金額 5 億円以上が見込まれること※ 3			

- ※1 記載の範囲の中から加入資格を設定いただきます。
- ※2 家族特約を付加することで、本人の配偶者・こどもについても対象とすることができます。
- ※3 有資格者数は加入対象となる団体所属員数で判定します。
- ※ 当資料は商品の概要を説明したものです。
- ※ 詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおり」「定款・約款集」等を 必ずご確認ください。

以 上